

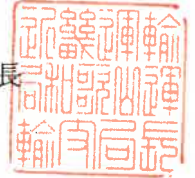
公 示

和 運 整 公 示 第 1 号
令 和 2 年 4 月 1 7 日

「令和2年度 整備管理者選任前研修」の実施について

整備管理者選任前研修実施要領（平成15年4月18日制定、近運達甲第7号）に基づき、令和2年度整備管理者選任前研修を下記のとおり実施する。

近畿運輸局和歌山運輸支局長



記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者。

2. 研修の日時、会場

(研修日) 第1回：令和2年 6月 9日 (火)、第2回：令和2年 6月16日 (火)
第3回：令和2年 7月 2日 (木)、第4回：令和2年 7月28日 (火)
第5回：令和2年10月 1日 (木)、第6回：令和2年12月 8日 (火)

(研修時間) 13時30分から16時30分

※研修当日は、13時から13時30分の間に受付を済ませて下さい。

(研修会場) 和歌山運輸支局 2階会議室 (和歌山市湊1106-4)

3. 申込期間

それぞれの研修日の1ヵ月前から研修日の前日16時まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日）

※定員に達し次第、申込みを締切ります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置により、中止させていただくことがございます。

4. 申込方法等

- (1) それぞれの研修の申込期間内に受講申請書（別紙）により申込みを行うこと。
- (2) 受講申請書は、和歌山運輸支局整備担当にFAX、郵送又は窓口へ直接提出すること。
提出された受講申請書は、受講番号を付してFAXにて返信します。
- (3) 受講申請書は、和歌山運輸支局ホームページ (<http://wwwwtb.mlit.go.jp/kinki/wakayama/>)
又は、和歌山運輸支局整備担当窓口にて入手して下さい。
- (4) 研修は、無料です。

5. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨・目的に関する事項、整備管理者の業務・権限に関する事項
- (2) 点検・整備の方法に関する事項、整備管理者の関係法令に関する事項
- (3) その他整備管理者に必要な事項

6. 持ち物

- (1) 運転免許証など受講者本人を証明できるもの
- (2) 受講申請書（受講番号を付して返信されたもの）
- (3) 筆記用具

7. 問合せ先

近畿運輸局和歌山運輸支局整備担当 和歌山市湊1106-4

TEL：073-422-2153 FAX：073-435-2099